

令和 7 年度

第 212 回 宮城県都市計画審議会議案書

令和 7 年 1 月

宮城県都市計画審議会

目 次

1 報 告

第211回宮城県都市計画審議会議案の処理について 2

2 議 案

議案第2415号

特殊建築物の敷地の位置について 3

議案第2416号

大崎広域都市計画道路の変更について 7

議案第2417号

仙南広域都市計画道路の変更について 10

第211回宮城県都市計画審議会議案の処理について
(令和7年3月18日 開催)

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2409号	名取市	特殊建築物の敷地の位置について	令和7年4月4日 第R07許可通知 宮城建宅第000001号
宮城県	第2410号	名取市 岩沼市 富谷市	仙塩広域都市計画区域区分の変更について	令和7年6月6日 宮城県告示第389号
宮城県	第2411号	石巻市 東松島市 女川町	石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	令和7年6月6日 宮城県告示第391号
宮城県	第2412号	女川町	石巻広域都市計画区域区分の変更について	令和7年6月6日 宮城県告示第392号
宮城県	第2413号	石巻市	河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	令和7年6月6日 宮城県告示第390号
宮城県	第2414号	白石市 ほか 8市町	仙南地域広域景観計画の改定について	令和7年5月30日 宮城県告示第368号

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条ただし書き

都市計画案：別紙のとおり

特殊建築物の敷地の位置について

施設名称	株式会社阿武隈環境	
建築主住所・氏名	亘理郡山元町坂元字下中丁 20 番地 株式会社阿武隈環境 代表取締役 阿部 清	
敷地	位置	亘理郡山元町山寺字矢来山 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9
	面積	7, 811. 66 m ²
	用途地域	指定なし
建築物	用途	産業廃棄物処理施設
	工事種別等	用途変更
	構造、規模等	<p>① 産業廃棄物処理施設（排水処理施設（既存）からの用途変更） 鉄骨造 平家建 延べ面積 68. 95 m²</p> <p>② 堆肥舎（既存） 鉄骨造 平家建 延べ面積 2, 583. 09 m²</p> <p>③ 排水処理施設（既存） 鉄骨造 平家建 延べ面積 147. 63 m²</p> <p>④ 製品倉庫（既存） 鉄骨造 平家建 延べ面積 160. 00 m²</p> <p>⑤ 事務所（既存） 木造 平家建 延べ面積 94. 40 m²</p> <p>⑥ 堆肥舎（既存） 鉄骨造 平家建 延べ面積 11. 89 m²</p> <p>計 3, 065. 96 m²</p>
処理施設	処理内容 及び 処理能力	産業廃棄物 汚泥 29. 2 m ³ ／日
	処理方法	脱水

特殊建築物の敷地の位置について（山元町）



建築基準法第51条ただし書きの審査基準等チェックシート(処理施設)

申請者名 : 株式会社阿武隈環境 代表取締役 阿部 清

審査項目	基 準	判 定	備 考
立地場所	1 立地について総合計画等に基づく土地利用計画上支障ない旨の市町村長の意見が付されている	(適)・否	
	2 用途地域は工業地域又は工業専用地域である	適/否	
	3 用途地域が準工業地域である場合、用途制限に適合する	適/否	
	4 白地地域(都市計画区域内で用途地域の指定のない区域)の場合		
	①概ね50戸以上の住宅が連担している集落から100m以上離れている	(適)・否	
	②住居系の用途地域から100m以上離れている	(適)・否	
	5 教育文化施設(学校、図書館等)から100m以上離れている	(適)・否	
	6 医療施設(病院等)から100m以上離れている	(適)・否	
	7 社会福祉施設(養護老人ホーム等)から100m以上離れている	(適)・否	
	8 敷地の主たる搬出入口は、幅員6m以上の道路(都市計画法により開発許可が必要な場合はその技術的基準を満足するもの。)に面すること。ただし、交通上支障ないと認められる場合はこの限りでない。	(適)・否	
搬出入道路等	9 主な幹線道路からの搬出入経路は、施設の規模及び交通量に応じて、十分な幅員を有するものであること。	(適)・否	
	10 主たる搬出入道路は、通学路と重複しないこと。 ただし、歩道が設けられている場合など安全が確保できる場合はこの限りでない。	(適)・否	
環境対策 産業廃棄物処理施設 生活環境影響調査項目 (廃掃法第15条第3項)	11 飛散防止対策をしている	(適)・否	
	12 敷地境界における騒音・振動について基準値を下回っている	(適)・否	
	13 水質汚濁防止対策をしている (環境基本法、水質汚濁防止法に基づく規制物質)	(適)・否	
	14 悪臭防止対策をしている (悪臭防止法、宮城県公害防止条例に基づく規制物質)	(適)・否	
	15 住民説明会を実施している(条例14条、要綱7条)	(適)・否	

※「廃掃法」…廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

※「条例」…産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(宮城県条例第151号)

※「要綱」…産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(宮城県告示第365号)

大崎広域都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

大崎広域都市計画道路の変更（宮城県決定）

1. 都市計画道路中 3・2・1 号 米袋荒谷線を 3・2・1 号 国道幹線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考	
	番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		延 長	構造形式	車線の数	幅 員		
幹線街路	3・2・1	国道幹線	大崎市 古川米袋 字水押	栗原市 高清水 豊田	大崎市 古川 字上古川		約 13,780m	地表式	4 車線	30m	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 陸羽東線と立体交差 ・幹線街路鶴ヶ塙新田線と立体交差 ・幹線街路鶴ヶ塙沖稻葉線と立体交差 ・幹線街路と平面交差 6箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線名の変更 ・起点位置の名称変更 ・終点位置の変更 ・主な経過地の名称の変更 ・区域延長の変更 ・車線の数の決定

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

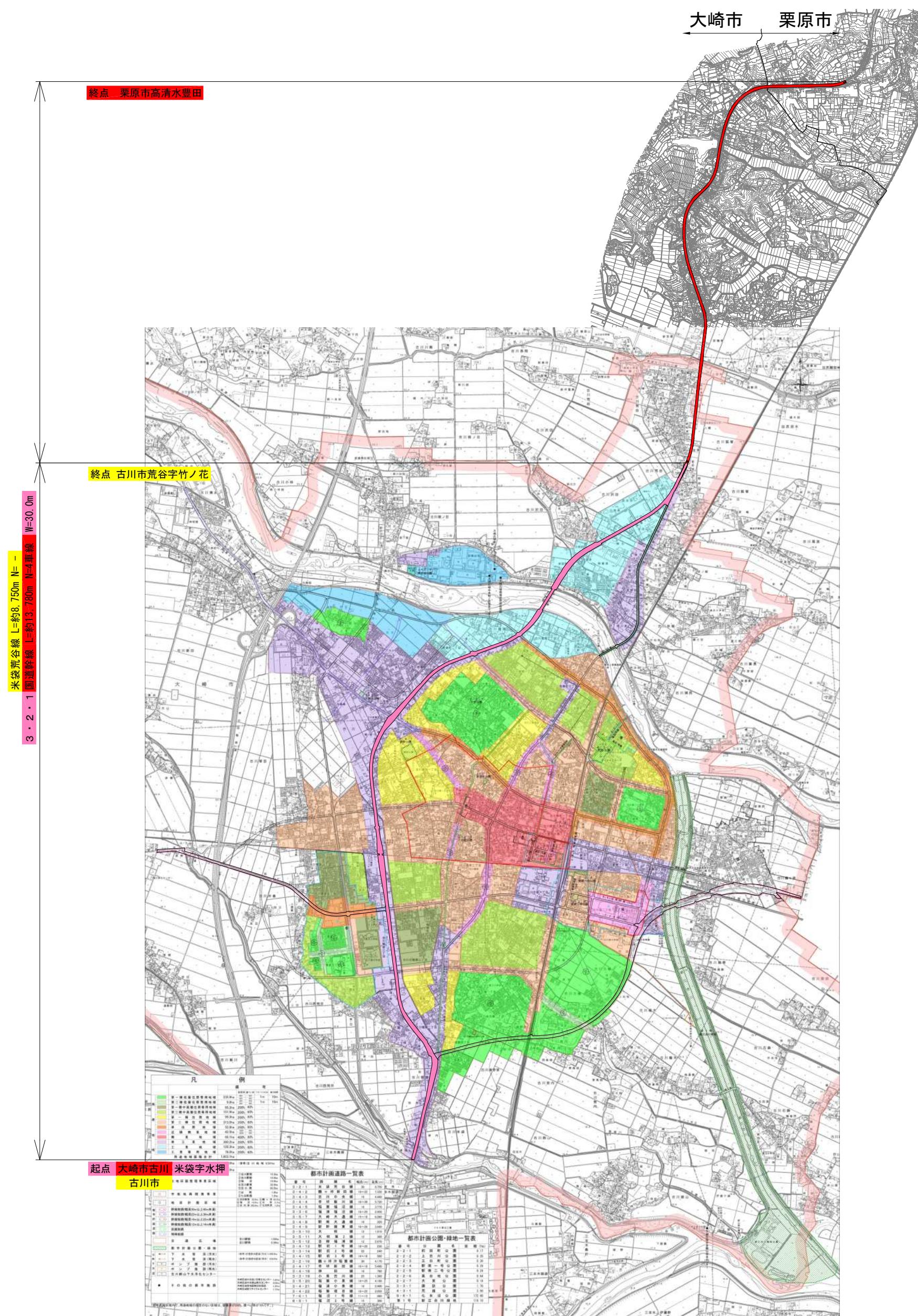
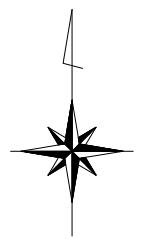
理由

円滑な道路交通の確保及び利便性の向上を目的とし、都市計画区域間の交流を支える公共交通網の形成を図るものである。

大崎広域都市計画道路の変更(宮城県決定) 総括図

S=1:10,000

N



凡 例	
	既決定の区域 (廃止する区域を除く)
	追加する区域
	廃止する区域

仙南広域都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙南広域都市計画道路の変更（宮城県決定）

1. 都市計画道路中 3・3・11 号 国道幹線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考	
	番号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地		延 長	構造 形式	車線 の数		
幹 線 街 路	3・3・11	国道幹線	白石市 斎川字 地蔵院館	白石市 福岡深谷 字街道外	白石市 福岡藏本 字堂形	約 9,310m	地表式	4 車線	22m	JR 東北新幹線と立 体交差 自動車専用道路と 立体交差 1 箇所 幹線街路藏本上郡 山線と立体交差 幹線街路と平面交 差 5 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・起点位置の 変更 ・延長の変更 ・車線の数の 決定

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 変更の理由

仙南広域都市計画区域における円滑な道路交通の確保及び利便性の向上を目的とし、広域的な道路ネットワーク機能の強化を図るものである。

仙南広域都市計画道路の変更(宮城県決定) 総括図

S=1:10,000

0 100 500 1000

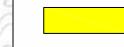
N

終点 白石市福岡深谷字街道外

3・3・1-1 国道幹線
L=約9.360m N= -
L=約9.310m N=4車線
W=22.0m

起点 白石市斎川字地蔵院館

12

凡 例	
	既決定の区域 (廃止する区域を除く)
	追加する区域
	廃止する区域